（別表）

１　種目	２　基準額	３　対象経費
妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	① 交通費（往復分） 妊婦１人につき、タクシーにより移動した場合は実費額（タクシー利用料）に０．８を乗じて得た額、その他の移動手段により移動した場合は市町村の旅費規程に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に０．８を乗じて得た額 ② 宿泊費 妊婦１人につき、実費額（市町村の旅費規程に準じて算出した額を上限とする。）から、１泊当たり２，０００円を控除した額	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費
同行者に対する宿泊費支援事業	同行者１人につき、実費額（市町村の旅費規程に準じて算出した額を上限とする）から、１泊当たり２，０００円を控除した額	同行者に対する宿泊費支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費
妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業	妊婦１人につき、タクシーにより移動した場合は実費額（タクシー利用料）に０．８を乗じて得た額、その他移動手段により移動した場合は市町村の旅費規程に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に０．８を乗じて得た額	妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費

産婦等に対する遠方の産科医療機関等で受診等する産婦健診・産後ケア・乳幼児健診時にかかる交通費支援事業	産婦１人につき、タクシーにより移動した場合は実費額（タクシー利用料）に０．８を乗じて得た額、その他移動手段により移動した場合は市町村の旅費規程に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に０．８を乗じて得た額 なお、基準額の上限を 1,022 千円とする（タクシー分は除く）。	産婦等に対する遠方の産科医療機関等で受診等する産婦健診・産後ケア・乳幼児健診時にかかる交通費支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費
ふくしま遠方出産等支援事業	①交通費 妊産婦等１人につき、タクシーにより移動した場合は実費額（タクシー利用料）に０．２を乗じて得た額、その他の移動手段により移動した場合は市町村の旅費規程に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に０．２を乗じて得た額 ② 宿泊費（分娩に限る） 妊婦及び同行者１人につき、１泊当たり 2,000 円	ふくしま遠方出産等支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費